

平成 17 年度第 9 回常務理事会議事録

日 時：平成 18 年 3 月 10 日（金）15：00～17：28

会 場：事務局 会議室

出席者：

理事長：武谷 雄二

理 事：石塚 文平、稲葉 憲之、宇田川康博、岡井 崇、岡村 州博、落合 和徳、嘉村 敏治、
田中 俊誠、星 和彦、丸尾 猛、吉川 裕之、吉村 泰典、和氣 徳夫

監 事：佐藤 章、藤井 信吾

幹事長：矢野 哲

幹 事：小田 瑞恵、小原 範之、刈谷 方俊、北澤 正文、久具 宏司、小林 陽一、古山 将康、
澤 倫太郎、清水 幸子、下平 和久、高桑 好一、角田 肇、長谷川清志、早川 智、
阪埜 浩司、平川 俊夫、平田 修司、堀 大蔵、村上 節

総会議長：清川 尚

総会副議長：足高 善彦、松岡幸一郎

弁護士：平岩 敬一

事務局：荒木 信一、桜田 佳久

資 料

第 9 回常務理事会業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容

1：第 8 回常務理事会議事録（案）

庶務 1：定款施行細則の会費免除に係る改定方針について

庶務 2：主務幹事の交替・委嘱及び幹事の解委嘱・委嘱の追加について（案）

庶務 3：第 58 回総会運営委員・予算決算委員

庶務 4：第 58 回総会関連資料

庶務 5：大谷医師等訴訟 第 2 回和解協議報告

庶務 6-1：会員逮捕に関する地方部会長宛依頼状

庶務 6-2：会員逮捕に関するお知らせ

庶務 6-3：2 月 19 日付産経新聞記事「福島の県立病院医師逮捕」

庶務 6-4：捜査関係事項照会書及び回答

庶務 6-5：県立大野病院医療事故調査委員会 報告書

庶務 6-6：佐藤福島地方部会長からの回答

庶務 6-7：和氣理事ご意見

庶務 6-8：3 月 8 日付朝日新聞記事「産科医逮捕に困惑」

庶務 7：3 月 1 日付日経記事「医師無過失でも補償を」

庶務 8：第 17 回「健やか親子 21 推進協議会・課題 2」幹事会報告書

庶務 9：サリドマイドの安全性管理のための「サリドマイド使用登録システム」（平成 18 年 4 月頃稼動
予定）へのご理解とご協力をお願い

庶務 10：審査委員候補者推薦リスト

庶務 11：「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」における協力関係学会説明会開催の
ご案内

庶務 12：UMIN 臨床試験登録システム（UMIN CTR）の ICMJE での認定について

庶務 13：「低用量経口避妊薬の使用に関するガイドライン」使用許可願い

庶務 14：東京都妊娠中毒症等に係る医療費助成実施要綱改正について（依頼）

庶務 15：「分娩に関連する脳性麻痺に対する障害補償制度」の創設に向けて（ご協力依頼）

会計 1：取引銀行の格付と預金残高

学術1：第59回学術講演会シンポジウム座長
学術2：C型肝炎母子感染対策に対するガイドライン策定について
社保1：産婦人科領域の主な改定事項
社保2：平成18年度診療報酬改定における対応状況について
専門医制度1：卒後研修指導施設に対する研修医の産婦人科への入局動向調査依頼状
倫理1：第4回理事会後の記者会見を受けてのマスコミ各社の記事・社説
倫理1-2：3月6日付毎日新聞記事「闊論：習慣流産に着床前診断 斎藤有紀子氏/杉浦真弓氏」
倫理2：全国青い芝の会からの受精卵診断の範囲拡大に対する抗議文
倫理3：3月5日付読売新聞記事「不妊治療 多胎率に注意」
学会のあり方1：JSOG-JOBNET（仮称）（案）
広報1：地方部会別パスワード登録率
女性健康週間1：女性の健康週間実施ポスター（丸の内 oazo、三越）
女性健康週間1-2：女性の健康週間イベント参加人数
女性健康週間2：平成17年度地方部会担当公開講座一覧
女性健康週間3-1：働く女性の健康サポート調査結果ご報告
女性健康週間3-2：2月27日付日経新聞記事「相談しづらい 半数」
女性健康週間3-3：3月3日付東京新聞「女性よ我慢しないで」
女性健康週間3-4：働く女性の健康サポート調査結果報告に対するプレスの反応
女性健康週間4：2月26日付読売新聞広告
番号なし：厚労省医薬品副作用被害対策室「C型肝炎訴訟 国の主張の骨子」
番号なし：文科省研究振興局「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件の一部を改正する告示について（通知）」
番号なし：Nikkei Medical 2006.3 記事「新臨床研修の2年間を総括」
番号なし：大阪府保険医協会「理事会抗議声明」
番号なし：新生児医療連絡会「新生児医療を担う医師からの声明」
番号なし：3月10日付朝日新聞福島版記事「応援の提案応ぜず」

15：00、理事長、常務理事の総数9名全員が出席し、武谷理事長が開会を宣言した。武谷理事長が議長となり、議事録署名人として、理事長及び庶務・会計担当常務理事の計3名を選任し、これを承認した。

武谷理事長「福島の県立病院産婦人科医の逮捕、勾留がどのような形で決着するのかは、今後の我が国に於ける産婦人科医療の動向を占う上で、大変クリティカルな問題であると言える。本件に関して本会はず『お知らせ』として意見を表明したが、全理事・監事等からご支援乃至あれでは物足りないとの意見を頂いた。しかし、あのようなことはするなどの意見は一切なかった。各地で色々な情報が錯綜しており、事態は極めて流動的である。本会は社会的に極めて責任やインパクトのある会であり、タイムリーなアクションを執らなければいけない。他方、学会の特殊性を考えれば余り輕輕にも動けない。本常務理事会では事情を説明した上で、先生方の意見を賜りたい。緊急性の高い事案なので、冒頭本件につき議論致したい。それでは澤幹事から本件の経緯につきまずご説明する」

澤幹事「事件は平成16年12月前置胎盤で前回帝王切開という症例である。前壁に主についていると、穿通胎盤を疑ってかからないといけないが、それは充分に見ている。後壁が主体であったことは病理学的にも明らかになっている。癒着胎盤の程度が accreta か increta かは現在色々な病理診断が出ているところである。検察側も次々に新しい情報を出している。今回非常に特徴的なのは、裁判になっていないので情報が分からないことである。検察側は情報を押さえているが、当方は間隙を縫って情報を集めなければいけない。院長は手術の際2回も入っているが、その時に会話は余りなかったそうである。朝日新聞福島版では院長が応援要請の提案をしたが応じなかったとの言質がとられているかのように報道されている。明日が勾留期限であり、本日起訴されるかどうかが決定的である。検察側は公判維持が可能

な材料が揃ったと考えていると思われる。一方弁護側は公判維持が出来ない、闘うとの結論に達しているところである」

佐藤監事「まずご遺族に哀悼の意を表したい。業務上過失致死とされたのは、①癒着胎盤を術前に診断出来なかったこと。それはMRI等を使わなかったからいけない。それによって輸血の量が少なかったことや、他の病院に転送せず、他の産婦人科専門医を要請しなかったこと。②後壁に癒着があり、最初は用手剥離を行ったが、最後のところでもう少しで剥がれるということでクーパーの背を使って剥がしながら少し切ったこと。これが教科書に載っていない、胎盤を剥がすのにクーパーを使うとは何事か、従ってこのような粗暴な手術操作により大量出血を招いて死亡させたこと。この2点が主たる理由である。もう一つの逮捕理由は医師法21条違反であり、届出をしなかったことである。本人は院長や手術に立ち会った外科医、麻酔科医に相談した結果異状死ではないとの結論に至り院長は届けなかった訳である。本件が医療過誤であるとの警察側の判断に基づき、検案した医師が届けなかったことが逮捕の原因である。我々は癒着胎盤はやってみなければわからない、予見性は少ない、MRIを使ったとしてもpercreta位だったら分かるかもしれないが、確定診断は病理組織学的なものによるのだということを主張してきている。それを警察は理解してくれない。クーパーで局所的なところをやることについてもeffectiveだと記載されている論文(著者:クラーク)を証拠として提出した。現状警察側は業務上過失致死の点が段々少なくなってきており、術前に診断が出来なかったこと、輸血が足りなかったこと、人を呼ばなかったことと、更には他の病院に要請を頼まなかったことを業務上過失致死としてくるのではないかというのが弁護団の見解である。今のところ不起訴になることはまず無いだろう。本日4時か5時頃に検察側が起訴するかを決定すると聞いている。本職としては不当逮捕であると思う。物心両面に亘る学会の支援・協力をお願いしたい」

武谷理事長「当初はクーパーを使ったことが決定的なミスであり、それが過誤の大きな理由であった。その辺りの争点を警察側が変えてきたということか」

佐藤監事「そのように考えて宜しいと思う」

和氣理事「癒着胎盤に対してMRIをやることは保険上認められている診療行為か」

佐藤監事「認められていない。」

武谷理事長「前回帝王切開で前置胎盤で癒着胎盤であった。産科的にはそういうことか」

佐藤監事「一番癒着して剥がれなかったのは後壁であった」

吉村理事「患者さんの遺族との関係はどうであったか。治療行為に対しご不満をもたれていたか」

佐藤監事「もっていたと思う。本人が患者さんと家族に対し、もし何かあれば近隣の準公的病院から先生を呼ぶかもしれないと言っていたようである」

吉村理事「癒着胎盤だと亡くなるケースは誰がやってもあるわけであるが、亡くなった後そういったことを話すときに家族とは円滑に話しが出来ていなかったのか」

佐藤監事「前置胎盤であるので子宮を摘出するかもしれないとの話は事前にしてあった。亡くなった後も充分説明したと聞いている」

吉村理事「その時のご遺族の対応はどうであったか」

佐藤監事「激怒したとのことである」

吉村理事「もう一つの大きな争点である異状死の届出に関し、通常であれば院長と相談することが多いと思うが、届出に関し主治医から何かあったのか」

佐藤監事「主治医は法律を知っていて届けた方がよいかを院長と相談している」

吉村理事「院長が届けなくてよいとの判断であったのか」

佐藤監事「その通りである。但し、取調べに於いて院長は当時はそう思ったが、今は医療過誤だと思おうというように主張を変えたとのことである」

吉村理事「届出をするのは主治医であるが、届出をするかの判断は院長が下すべきである。事故調査委員会は余り第三者的ではないが、どのような意図で事故調査委員会が設けられ、どうしてこのような結論に至ったのか」

佐藤監事「ご遺族が非常に怒り心頭に達しており、我々も刑事事件になるとは思わなかったので、県の病院局が中心となって早くご遺族に民事で補償したいということで先ず調査委員会を立ち上げた。その冒頭に委員長と病院局の担当者がこれは今後こういう事件が再び起きないようにすることと、非を認

めて家族に対する補償の開始を早くしたいということが目的であるので、そのつもりで報告書を書いてくれとのことであった。初めから医療過誤を認めるような調査委員会であったので、本職はそれは困る、今後に繋げることを目的として原因を究明するのは良いが医療過誤を認めることを書く必要は全くないと主張した。そのような経緯があり、警察は後からこの報告書を読み刑事事件にしたと解釈しているし、警察もそのように言っている」

武谷理事長「同じ県職員であるので、上司から言われた場合には中々事実を主張できないとの状況があったかもしれない」

藤井監事「院長が応援を申し出たが断ったとの報道があるが、これがどこまで本当なのかは重大である。産科医が一人で診療するときは周囲の援助が肝要である。実際このような事件が起きたときに病院がどのような援助体制を示したのかが極めて重要である。産婦人科が一人医長という体制をもっているときに本当に大野病院の体制として責任の取り方がこれで良かったのかを、我々として争点に持っていく必要がある。癒着胎盤に対する治療を日本中の産婦人科医に問うたときに、どれだけの人が的を得た答えを出してくるか疑問である。一定した治療の対応がとれないような気がする。癒着胎盤における出血等のスピードが全く違うとの認識が一方で必要である。医療的な問題を今回言うよりも、本会は医療体制の問題点をきっちりと追求していかないと産婦人科医の将来はないと思う。院長の答えが非常に重要である」

佐藤監事「比較的はっきりしているのは、子供がでて胎盤を剥がし始めたときには出血はそれ程ではなかった。剥がしだしていった前置胎盤のこともあるので、急に出血が多くなった。本人が止血操作でぐっと押さえているときに、院長が来て誰か応援を頼むかということであった。本人にとって頼む頼まないという問題ではなくまず止血で一生懸命であり、その場には外科医もいたので、そんな暇はなかったのが現状である。そのような時に院長が頼むか外に送るかというような事を言ったらしいが、そういう状態ではなかったと思う」

武谷理事長「院長が応援を頼むかと訊いたがとても聞こえる状況ではなかったということか」

佐藤監事「そうだと思う」

武谷理事長「Noとも言っていないということか。Noと言う以前にかなり動転していたということか」

佐藤監事「いいですよと言ったかもしれないが、実際には報告書にも書いてあるが、血液が来て輸血を開始して血圧が上がり、麻酔科の先生が hysterectomy をして良いといったので hysterectomy をして、その後膀胱の損傷部分を修腹して腹壁を縫おうとしたときに突然心臓が止まった。血液は病院の血液センターから頼まれたがもっと必要だということで病院関係者の血液は取ってあった。従って血液は余っていた。しかし心臓が止まってしまったので入れてもしょうがないのでそのまま残っている」

武谷理事長「応援を求めたのか」

佐藤監事「求めたのは確かだと思う。院長が求めたときに断ったかもしれない」

和氣理事「調査委員会を立ち上げた際、その冒頭に委員長と病院局の担当者が言ったことは証拠として残っているのか」

佐藤監事「残っていないが、出席者のうち少なくとも2名は記憶しているし、誰が言ったかも分かっている」

松岡副議長「ご遺族への補償支払をスムーズにするために調査委員会の報告書はそのようなニュアンスで作成されたとのことだが、県立病院なので補償は県議会の承認を得る必要があると思うが、金額等補償の状況はどうなっているのか」

佐藤監事「それが一番問題である。本人も院長も家族に会いに行ったが、亡くなられた患者のご主人が本人を殴らんばかりのひどい剣幕であったので亡くなられた患者の実父が拙いといって止めた経緯がある。病院側としては本人を出さないこととし、病院側が家族と接触しようとしたが、行っても行っても会ってくれない。何回も行ったのかというと、2～3回しか行っていない。報告書が出来たにも拘らず、保険会社に要請もしていない。県の病院局は全然何もしていないといっても過言ではない。我々が申し入れても未だ途中だからということで終わってしまう。これがまたご遺族の大きな不満をかつている。家族に会えず、保険会社とも話し合いをしていないので、ひどいやり方であると言われても仕方がないと思う。補償の支払どころか交渉すらされていない」

武谷理事長「民事の裁判にもなっていないということか」

嘉村理事「福岡県でも死亡はしていないが、業務上過失傷害で有罪になった医師がいる。それはガーゼの置き忘れだが、我々もそれが何故刑事事件になったのかよく分からない。その時は本人の叔父が医師を罰したいということで逮捕して欲しいと警察に申し出て、警察としては受けざるを得ないということで動いていた。今回の場合は家族が訴えたのか」

佐藤監事「本職の知る限り家族は警察に告訴していない」

吉川理事「世間一般の人は前置胎盤と癒着胎盤は本来ならば死ぬような病気ではないと思っており、医師が大失敗したかのような印象を与えてしまう。世の中を味方にする意味では、この病気は基本的に生命に関わる危険性のある病態であること、また止血もかなり難しいケースがあること、を説明することが大事である。文献を調べてみたが、意外とレポートバイアスが掛かっており、例外的にイスラエルは1200例の中で1例母体死亡を出しているが、大体レポートを出しているのは母体死亡していないところばかりである。但し妊産婦死亡の原因に出血があり、その中に本件のような例が出てくる。本会はこのようなデータを押さえておき、これがどの位生命に関わることがありうる状態なのかを世の中に伝えていく戦略が必要である」

武谷理事長「本職は本件につき当初から平岩先生にご相談し、貴重なサジェスチョンを頂いているので、平岩先生からもご説明頂きたい」

平岩弁護士「僻地の医療、また1人医長ということで年間2百数十例の出産を行ない、40数件/年間の帝王切開をしている医師が、1年数ヵ月後に逮捕、勾留された。これがまず非常に大きな問題であると思う。問題が起きてからまもなく殆どの証拠資料が警察に押収されており、家宅捜索や関係者の事情聴取も早い段階で終了している。そうすると本来逮捕、勾留は刑事訴訟法に規定があり、住居不定、逃亡の恐れ、罪証隠滅の恐れ、この3つの要件がある。その前に犯罪を犯したと疑うに足る相当の理由があるが、これはいいとして、その3つの要件にいずれも当たらない筈である。そういう条件で逮捕、勾留されたことが非常に問題である。その切っ掛けとなったのが、医療事故調査委員会の報告書が警察の手に渡り、そこではあたかも明確な過失があるかのように書かれている。しかしこれは作成時にこの報告書はリスクマネジメントの観点から書かれるものであり、決して刑事事件に利用されるものではないとの如く説明があった上で作成されている。読めば分かるように、今後の再発防止の観点からというのが多分にある。それを警察側はあたかも過失が委員会で認定されたかのような取り扱いをしているのが問題であると思う。逮捕された当時は報告書に基づき取調べが行われたようであるが、5名の先生方から意見書が出されており、今朝検察側に渡っている。但し、どこまでそれを読み取る能力が検察側にあるかを弁護団は心配している。今日検察官会議を開いて結論が出ると思うが、未だ現時点では起訴されていない。そういうことで大変心配している。いずれにせよこのような報告書は損害賠償保険の適用を受けるために過失があるようにして作成することが時としてある。そういうものが刑事事件で利用されることは大変問題であると思う。当初の取調べは報告書の線に沿って調べてきたが、今は少しニュアンスが変わってきており、本日の新聞によると院長が応援の話をしたのに断ったとある。寧ろ調査委員会報告で本来問題にしていたようなことについてはかなり医師の方から専門的な反論の意見書が出たために、或いはそのようなことは大分前から口頭で検察庁に伝わっていたため、少し過失の内容を変えてきているのかなという感じを持っている。しかし、応援を要請しようかということについてはその時点で仮に承諾したとして本当に結果を免れることが出来たのかどうか、もし出来ないとするとその時の応援拒否と結果との間に因果関係がないので、結局応援拒否は結果と結びつかないので過失ではないということになる。いずれにせよ今の形勢からすると起訴されそうである。起訴された後かなり専門的な裁判になるので、その際は学会等が専門的な立場で色々意見を述べるが必要になると思う。もう一つは、今は弁護団は活発に活動されているようだが、当初かなり出遅れており、最初の10日間位は接見はしたが余り動きがとれなかった。現時点では弁護団は8名いるが兎に角東京から遠いところなので、疲労困憊していると言っている。何とか経済的支援をしなければ弁護団も動けないということもあり、医会では口座を作って動かそうとしている。本件が安易に刑事事件として立件され有罪になってしまうと、日常の医療に大変大きな影響を及ぼすので十分な対応が必要かと思う」

吉村理事「県警が聴取から1年で逮捕することはあり得ない。県警と県立病院と県の医政が何となく医師一人を悪者に行っているような感じがする。県警の威信に関わるので100%起訴されると思う。本会は裁判のときにどういうことをするかが今後大事である。そのような観点で宜しいか」

平岩弁護士「今日結論が出るとなるとそれしか方法がない。裁判となった場合専門的な見地から過失が無かったということを意見として言っていけるかということ、もう1つは全体の組織としてこの裁判を支援する体制をどうとっていくかということ、この2点であると思う」

武谷理事長「起訴猶予というグレーの決着も考えられるのか」

平岩弁護士「身柄を拘束されているので、起訴であると身柄の拘束が続く。その場合は保証金を積んで保釈で一旦出てくるが、保釈が許されるかとの問題はある。起訴猶予の場合は釈放される。場合によっては、処分保留で一旦出て、起訴猶予は後日になるケースもあるが、その可能性は低い。もう1つ罰金も全く無いわけではないが、それも可能性は極めて低い。以前に出た全国版の報道では医師の逮捕・勾留に疑問を呈するような記事が出ていたように思うが、今日報道された応援の提案応ぜずという記事は寧ろ医師の側に過失があったとの警察のリークをそのまま記事にしたとの感じであり、少し情勢が変わっているように思う」

岡井理事「逮捕の理由は2つあり、1つは医師法21条違反であり異状死を届けなかったことである。それを院長が判断するのであれば医師に何故責任を被せるのかという観点で頑張れると思う。もう1つの過失の方であるが、医療事故が起きたときに過失か過誤かの判定は非常に難しいが、しかし現実にもし過失ということになればそういう状況は全て刑事事件として警察が動いて逮捕するようなことなのか、医療行為とはそういうものなのか、現状その辺の判断は法的にはどうなっているのか」

平岩弁護士「法的にどうなっているのかという点について、故意犯ではなく過失犯なのでまず予見可能性があったか、予見が可能であれば回避することも可能であった、それなのに何もしなかった、だからそれは注意義務違反であったという捉えかたをしている。本件は予見可能性があったのか、回避が可能だったのか、そういうことが今後争われる。普通は逮捕されたり刑事事件として立件されたりすることは少ないので、最近では厳しく検察庁が対応しているとの感じを受ける」

岡井理事「これが予見可能なことでミスをしてそういう事態に陥った場合には検察庁の判断でそのミスの程度がどんなに軽くても逮捕しようと思えば出来るのか」

平岩弁護士「逮捕状は警察が、勾留状は検察がそれぞれ裁判所に請求して裁判所が許可する。それによって逮捕状・勾留状が發布される。起訴するかは検察庁の判断である。それが有罪か無罪かを決めるのは裁判所である。そのような仕組みになっている」

岡井理事「裁判ではミスの程度については判定されないで、単に過失か否かどちらかにしないと決着しないのか」

平岩弁護士「必ずしもそうではなく、確かに予見可能性はあった、しかしその予見可能性は普通では極めて難しい、あることはあるが難しい、ということになれば責任の程度が軽くなることはある。予見可能性については一般の医師としてどうかという問題である」

和氣理事「本職は過失とは考えていないが、問題は何か今回医療時の過失として刑事罰の対象となり警察が介入するのか。そこが大きな問題である。過失であれば他に解決の手段として民事があるのに警察が介入するのはおかしい。それに対しては事件の推移とは別に医療サイドとして今後充分考えなくてはいけない」

武谷理事長「今の発言は産婦人科医や外科医全体の問題である。米国では警察ではなく中立的な第三団体がありそこで処分する。医師免許剥奪とかかなり厳しい処分もする。日本とはかなり構図が違う。日本の状況をみると米国のドクターはびっくりするのが実情かと思う」

石塚理事「医療過誤で起訴された刑事事件の判例はあるのか」

平岩弁護士「そのような例はあるが、それなりに裁判所がきちっと過失を認定する事案だと思う。今回の場合は分かっている範囲内であるがかなり問題があると思う」

澤幹事「医師法21条の問題に関して、医師系の国会議員はこのことを非常に重くみている。学術団体がこのような声明を出すのはどういうことかということ、非常にインパクトが強かったようだ。来週の14日に西島議員か武見議員はまだ決まっていないが、厚生労働部会で21条の件を、過失の方は聞いても大臣の答弁は『今捜査中であるので』と発言するに決まっているので、21条のあり方、実は刑法が絡んでくるのは日本とドイツ、韓国も一部そうであるが、ドイツも良く調べてみるとこんな出鱈目なことはやっていない。その辺のところにつき勉強会を今やっており、質疑をすると。弁護士でもある民主党の仙谷議員が、かなりの人数の嘆願書をもって回っている。超党派的に動いており、21条を議員立

法で改正というところまで睨んでいるようだ」

武谷理事長「学会としての対応は、学術団体としての学術意見を開陳することは当然やるべきであり既に一部行った。物心両面で会員が個々の立場で支援すること、これも良いと思う。実際にこの事件を良い方向に向ける戦略的なものと、他方で社会的に責任のある団体である本会は定款の内容に沿ってしか行動できないので、法的に定款に背馳せずには何ができるのか、平岩先生の意見を賜りたい」

平岩弁護士「起訴されるとすればすぐに起訴状ができる。起訴状のなかに過失の内容、犯罪事実を構成する内容が詳しく記載される。そうなるそれは公知のものになるわけであり、それを手に入れて過失の内容につき専門的に分析することはすぐに可能となる。同時に比較的近いところで検察官が持っている手持ち証拠、裁判で使用される手持ち証拠の開示請求が弁護側で出来るので、どういう証拠に基づき起訴したのかがわかる。そうすると手持ち証拠に基づいて学術的、専門的な検討が可能となる。それがおかしなものであれば、専門的に正しい意見を出すことが出来ると思う。但し、中立的な立場にある学会がいきなりそのようなことをやるわけにはいかないであろうから、地方部会なりからの要請に基づいて対応を考えると、委員会で審議してどうするとか、そのようなことが必要だと思う。もう1つ資金面に関して医会でも申し上げたが、医会が自らの資金をこのような問題に使用することは出来ない。学会も同様と思う。また、学会自らが募金の主体となることも適當ではない。やるとすれば飽く迄も任意の会を作って応援する形が望ましい。医会は『加藤医師を支える会』を作って、支援する体制をとっている」

岡井理事「学会が会員の権利を守る、産婦人科医療を守るとの立場から学会が主体となって動くことは本当にやってはいけないのか、もう一度よく考える必要があるかと思う」

平岩弁護士「それは何故かと言うとこれから刑事裁判になるが、本当に過失がなかったのかは最終的に裁判所が決めることである。一方で遺族もいる。そのような時に一方的にこれは間違いであるといった形での行動は中立的な学会としては難しいのではないかと。但し具体的に起訴され証拠が出てきてそれを専門的にどうかという照会があれば学会としてそれに答えていくのは学会として何ら問題はないであろう」

岡井理事「裁判で過失の有無を争うのは結構だが、このようなことを事件にして医師を処罰しようとする考え方に対して学会が反対する、それをアピールすることはやってもいいのではないかと個人的には思う」

平岩弁護士「それは皆さん自身の理事会であるから理事会の決定事項かと思う」

岡村理事「今回の場合は母体死亡となったが、これが万が一、インフォームドコンセントで子宮を摘出するかもしれないと話していたが、それは別にしても、子宮を取って助けたということで、もしもその話が通じない場合には業務上過失傷害というような話になってしまう。それが産婦人科のみならず外科系全般の大きな疑問になってきている。法律的にその芽を摘むにはどういう手立てをしたらいいのか良く分からない」

平岩弁護士「刑法の総論で医療行為は正当業務行為として最初から違法性が阻却されている。この規定は先生の仰る懸念を最初から取り除こうという意図が立法者にはあった。その運用のなかでおかしなことが行われているのではないかと感じる。一方で本当に富士見産婦人科病院のように明らかな違法行為があった場合は別であるが、今回のような通常の医療行為は基本的に違法性が阻却されている筈だと個人的には思う」

和氣理事「今はメールの発達でコミュニケーションの手段が変わってしまっている。この事件の新聞報道があってからホームページの書き込み、学会員の書き込みは物凄いものがある。学会は何も守ってくれない、医会は守ってくれない、ペナルティーを与えるだけである。何かあった時に守ってくれるのが本来の目的ではないのか。今回一番大きな問題は加藤医師の名誉を学会としてどれだけ回復させることができるかだと思う。0.3%位しかない癒着胎盤で、その中で increta や percreta はもっと頻度が低い。皆さん生涯に一度位当たって、15,000 とかのひどい出血を経験するわけだが、そのようなものを刑事罰の対象とする法治国家がどこにあるのか。一番重要なのは加藤医師の名誉回復であり、そのために学会は何が出来るのか、それをやらなかったら学会の未来はないと個人的に思う。メールの書き込みは物凄いものがあり、学会として対応を変えていかないと会員は離れていってしまう。今回の件は学会にとりチャンスでもある。学会は会員をプロテクトするとの姿勢を示す、社会に対して意思をはっきり示すこ

とは、今後の学会の重要な課題であると思う」

稲葉理事「和氣先生の意見書を読ませて頂き、メールの書き込みは大体その線で動いている。広報あるいは理事長の立場としては、複数のメディアから意見を聞きたいとの申込がある。基本的には起訴状が出たときにその内容につき平岩先生にご専門の立場から解説頂いた後でないとはこれは輕輕には出せないと思う。本職としては県や県立病院等が加藤医師を追い込むような形で動いているような気が確かにする。従ってあのような内容の事故調査報告書が出てきたのかと第三者として感じている。5 時ごろに結論が出るとのことであり、それを待ってからということに宜しいか」

武谷理事長「和氣先生の意見はご尤もである。一方である『お知らせ』はかなりインパクトがあり、一石を投じたことにより新聞社が嗅ぎ付けて、加藤医師をかなりエンカレッジしたところもあると思う。あれ以上の強い文言を入れても実効性があったか、現実的にインパクトがあったかどうかは分からない。本会をお預かりしている立場として、応援の提案に応ぜずというのが本当なのか分からないし、このような事実関係を先方は恐らく手持ちのものが未だかなりあって、次々と出してくることとなると、学会としては輕輕に不当とかいった言葉を使い難いというのがまずあった。それから会員を守るとの点についてもお互いをかばい合う団体というような印象を社会に与えるのは良くない。もっと高度な立場から日本の医療レベルを上げるためにやるべきことは行う。そうでないと学会に対する支持は得られない。もし有罪となった場合、感情的に対抗することは学会の将来を考えるならば中々難しいであろう。勝利に導くためにベストは尽くすが、学会の将来を考えた上での冷静な行動も本職の立場上止むを得ないことをご理解頂きたい」

落合理事「加藤医師は我々が認めた専門医であることを忘れてはいけないと思う。きちんとした技量を持っていること、知識や態度を見て専門医にしていることで、我々の仲間がたまたまこういうことに巻き込まれたということも、重大な関心事である。今日の検察の発表を受けて、1 人医長のところで起きたこのような事故に対して、何らかの形でコメントを出す。現時点では起訴状その他が充分分析されていないので、改めて起訴状等を検討した上できちんとしたコメントを出す。結論が得られなければ発表出来ないということではなくて、何回かに分けて今我々が何をしているかということ向社会に向けて公表していった方が良いのではないかと思う」

稲葉理事「具体的には警察の考え方も変わってきているような気がする。既に基本的な見解は出しているので、起訴状の内容を見てから専門家と相談してということになるのではないか。そうしないと広報として動けない」

平岩弁護士「一般的に大きな団体は起訴されると起訴状を充分検討して回答しますということが多い。しかし、今回の場合はかなりの程度背景は分かっている、つまり 1 人医長という厳しい環境の中で医療行為に従事していたということ、もう 1 つは産婦人科の医師として通常携わるような医療行為の中で出てきたこと、この 2 つは大変重要なことと思う。学会としては起訴されるときはマスコミからコメント等を求められると思うが、その際今のことは充分に話して、従って学会としては重大な懸念を感じるとか、重大な関心をもってるとかは当然申してよいかと思う。但し具体的な中身については更に今後起訴状あるいは証拠等を検討して、学会としてそれなりの対応をしていきたいと、こんなところではなかろうかと思う。これは理事会で決定されるべきことである」

澤幹事「この問題で毎日殆ど徹夜の状況で議論を続けている。一言付け加えたい。被疑者の逮捕後奥様は 39 週で無事にお子さんを生んでいる。検察は分娩間近だということを知っていた。その上で逮捕に踏み切るということは同世代の者として、また同じ産科医として非常に疑義がある。それこそ医学的に疑義がある」

岡村理事「学会の社会的な対応としては今のことで終わるのは仕方がないとして、和氣先生が仰ったように産婦人科医がこういう立場になったときに学会でなければ誰が守ってあげるのか。女性の健康を守るのが産婦人科であるが、産婦人科医を守るのは学会であるとの姿勢を示さなければ、若手医師特に東北地方は 1 人医長の病院は 24%あり、そういう病院に行く医師は完全に尻込みしている。これを何かあっても我々が守ってやるのだということを学会なり医会なりが声を大にして言ってあげないと、表面上のものだけでは済まないのではないかと思う」

武谷理事長「先生方の仰ったことに誰も異論を唱える者はいない。その通りだと思う。時間もないので、ここで何をするかについて議論したい」

石塚理事「学会本来の義務として裁判になってそれに対して学問的にどのような態度をとるかは当然やらなければいけない。その前の起訴の段階で不当だということを、産科医療の過疎の問題とか県も自分から遠ざけていこうとする意図があるように感じたが、そういうことも含めてかなり強く学会がアピールしないとこの理事会に対する支持が弱まると思う。若手のリクルートに大きな障害が出てくると思う」

松岡副議長「議長団の1人として意見を述べたい。4月の総会で今回の事件と倫理問題に関し代議員から相当沢山厳しい意見が出ると予想される。その際理事者として明確に意見を言えるようにしておいて頂きたいことと、制度上あるいは法律上の問題は色々あるとはいえ、医会の理事会でも申し上げたが、会員に対して基本的には会は会員をきちっと守るとの意思を明確に持っていることを、この前の『お知らせ』だけではなく、是非分かるように広報に努めて頂きたい。そのことが背景にあって具体的な行動がないと、随分と厳しい意見が出ているので、総会時の混乱を予測すると3時間では終わらない気がする」

武谷理事長「メッセージをはっきりと出すことはその通りと思うが、具体的にどうするかとの点に関し、広報としてどう考えるか」

稲葉理事「大体の意見は先ほど岡村先生が言われた通りと思う。学会・医会が何をしてくれるのか、何もしてくれないではないか、とのご意見が沢山メールで寄せられている。それにある程度応える形でやっていかざるを得ないと思う。理事としての立場を離れば、私自身も非常に不満である。事故調査委員会の結論も不満である。色々な状況を考えると平岩先生のご意見もあり、理事長の立場もよく分かるが、やはりそういった方向で動かざるを得ないのかという気がする。」

吉村理事「起訴状を読まないといけないというのは事実であり、産婦人科の立場からいうと皆さんが思っていることは皆同じである。しかし、社会の常識が産婦人科の非常識になることもありうる。社会が産婦人科をどう見ているかということもあるし、我々はそういうことに対し産婦人科を分かって貰わなければいけないという本会の姿勢も分かる。この状況に於いて余りそれを前面に押し出すのは如何なものか。まず起訴状をきちっと見て判断することが前提であるし、その点について今分かっていることは産婦人科医療の体制の問題点や癒着胎盤という産婦人科の特異性については我々も意見があるわけで、これに関しては重大な関心を持って見守っていくことと、必要な提言をしていきたいといった云い方が現時点では良いと思う。これから先どういったプロセスで問題を解決していくかについては徐々にやっていけばよい。裁判となる可能性が高いので、その裁判の過程でどのようなサポートをするかを考えればよい。すぐリアクションするのも1つの手ではあるが、本件についてはじっくりやっていく方が得策であり、この点は皆でよく考えて頂ければと思う」

和氣理事「この問題は大きく3つあると思う。1点目は医療行為に警察が介入したこと、2点目は前置胎盤あるいは癒着胎盤という学問的な問題、3点目は医師法21条の問題である。少なくとも外科系の診療において容易に起こりうることに警察が介入することに対する声明は外科系意思として出すべきである。incretaとかpercretaがどれだけ危険かあるいはどれだけリスクのある診療かこれから病理学的に調べなくてはならないが、警察が介入し本当に刑事罰の対象となるのかというのは我々にとって非常に重要な問題である。学会としては強力なメッセージを送って欲しい」

吉村理事「例えば今の社会情勢から考えると、この件に関して病理解剖はしてはいけないことである。これはある意味で第三者、司法解剖そういったものにすべきことであった。医学的に正しいかどうかではなくて、社会が我々に対してそのようなものを要求している。病理解剖をしたということとなると、これは証拠の隠滅に繋がるので、学問的に正しいかどうかの問題のレベルとまた違った問題となってくる。この辺もよく考えて慎重に対応した方がいいと思う」

藤井監事「一番大事な事は患者さんが死亡していることである。この事実を曲げることは出来ない。死亡されている患者さんがいて、その上でこういう事が起きているわけであり、死亡された方の家族等を余り刺激しすぎないことが大事である。それを踏まえて学会の会員をどのようにプロテクトできるのかという姿勢、2つの視点を出さないと今吉村先生より話のあった解剖についても問題があるし、大事な事は、亡くなった人にとってこれは大変な問題であり、そういうことを知った上で産婦人科医を如何に守ることが出来るか是非考えて欲しい」

矢野幹事長「意見書が色々出ているが、日赤病院の先生から頂いた意見書にはセンター病院が事前

に送られても助けられない症例がある、多分この症例は助けられなかったであろう、と言って頂いている。多くの方々はそのように思っておられる」

藤井監事「本職の教室に癒着胎盤について日本語の論文を書いた先生がいるが、それについて警察がファックスで問い合わせして来た。警察が求めているのは予知できたかどうかの点である、MRI その他で診断できるかとの照会であったが、とても予知は出来ないと回答した筈である」

岡井理事「日本医師会とも共同して反論して欲しい」

武谷理事長「大学病院の病院長会議でも話題となっている。そもそも医療を法律で律するのは相容れない。医療ミス想定していない刑法で無理矢理判断することは入口から違っている。医学界はそれを認識している。当初警察がミスとして挙げていた帝王切開の手技と輸血の問題に関して既に学会でも先生方から色々意見書が出され、効果があった。事が事だけにどの先生が意見書を書いたかはインターネットに流せない。我々が言いたいことを伏せていたことで、対応が手ぬるいとかの叱声があったが、かなり水面下では特に澤先生は不眠不休で連日やって頂いている。学会として可能な限りの対応はしてきた」

佐藤監事「先生方は本当に一生懸命やって頂いており感謝している。初めに学会及び本職が抗議文を出すと警察が尚更起訴してやろうと反対の力が働くので、弁護士は内容あるいは警察がどうでるか分かるまでは絶対動いてくれるなどの見解であった」

武谷理事長「この会が終わる頃には確実な情報が入ると思われるので、今から通常の議事を進行したい」

I. 平成 17 年度第 8 回常務理事会議事録（案）の確認

原案通り、承認した。

II. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務（落合和徳理事）

〔I. 本会関係〕

(1) 会員の動向

山田正雄功労会員（兵庫）が平成 17 年 11 月 4 日に逝去された。

街風喜雄功労会員（東京）が平成 17 年 12 月 28 日に逝去された。

(2) 定款施行細則改定の方針について [資料：庶務 1]

第 4 回理事会での審議の結果、定款施行細則における会費免除会員の条項を改定し、ある程度の年会費の負担をして頂く方針としたが、これにつき機関誌 3 月号に掲載した。正式には第 59 回総会に諮るものとする。

落合理事より資料に基づき定款施行細則の条項改定の内容につき説明があった。

嘉村理事「会費が未納となると、除名されるのか」

落合理事「定款改定後の規定適用により資格の喪失となる」

松岡副議長「4 月の総会での承認を得て、18 年度から改定した会費を徴収するのか」

落合理事「次々年度から徴収する。今度の総会に改定する方針を提示し、第 59 回総会に議案として諮る予定である」

以上協議の結果、特に異議なく、承認した。

(3) 主務幹事交替及び幹事の解委嘱・委嘱の追加について（修正） [資料：庶務 2]

堀大蔵幹事の委嘱：会計を追加する。

特に異議なく、承認した。

(4) 総会運営委員会委員・予算決算委員会委員候補者について [資料：庶務 3]

(5) 第 58 回総会次第、総会資料等送付のスケジュール（最終案）について [資料：庶務 4]

(6) 大谷裁判

2月23日に第2回和解協議が行われ、本会から矢野幹事長、阪埜幹事、平岩弁護士が出席した。次回第3回和解協議は3月31日に開催予定である。[資料：庶務5]

(7) ①2月19日付産経新聞「福島の県立病院医師逮捕」との報道に関し、福島地方部会長（佐藤章先生）に事実関係の報告並びに意見を依頼した。また、本件に関する「お知らせ」を学会・医会両会の代表者連名で一般向けホームページに掲載した。[資料：庶務6-1, 6-2, 6-3]

②これに関連して、福島県富岡警察署長より当該医師に関する捜査関係事項照会書を受領し、3月3日付で回答した。[資料：庶務6-4]

③福島県病院局より県立大野病院医療事故調査委員会の報告書（平成17年3月22日）を入手した。
[資料：庶務6-5]

④佐藤福島地方部会長より回答書を受領した。[資料：庶務6-6]

⑤和氣理事より意見書を受領した。[資料：庶務6-7]

冒頭に協議済み。

(8) 3月1日付日経記事「医師無過失でも補償を」について [資料：庶務7]

本件については、近日中に日本医師会から本会・医会両会宛に書面が出される予定である。

(9) 東京都より「東京都妊娠中毒症等に係る医療費助成実施要綱改正について（依頼）」の書信を受領した（3月6日）。会員への周知のため、機関誌およびホームページに掲載したい。[資料：庶務14]

特に異議なく、了承した。

〔Ⅱ. 官庁関係〕

(1) 厚生労働省

①第17回「健やか親子21推進協議会・課題2」幹事会の報告書を受領した（2月10日）
[資料：庶務8]

②医薬食品局副作用被害対策課の小林氏よりフィブリノーゲン投与後のC型肝炎に関する訴訟について説明したい旨連絡があり、落合理事が面談する予定である（3月6日）。

③平成17年度厚生労働科学特別研究「未承認医薬品の管理・安全性確認システムに関する研究」主任研究者 東京大学久保田先生より、「サリドマイドの安全性管理のための『サリドマイド使用登録システム』（平成18年4月頃稼働予定）へのご理解とご協力をお願い」の書信を受領した。

会員に周知して欲しいとの依頼であり、ホームページ及び機関誌に掲載したい。[資料：庶務9]
特に異議なく、了承した。

(2) 文部科学省

特になし

〔Ⅲ. 関連団体〕

(1) 日本産婦人科医会

特になし

(2) 日本医師会

日本医師会より「『分娩に関連する脳性麻痺に対する障害補償制度』の創設に向けて（ご協力依頼）」の書信を受領した（3月9日）。[資料：庶務15]

(3) 日本医学会

特になし

(4) 日本学術振興会

科学研究費補助金（基盤研究等）の審査委員については、従来日本学術会議が推薦した候補者の中か

ら選考されていたが、平成 18 年度より日本学術振興会が独自に選考することとなった。審査委員の選考に必要となる審査委員候補者データベースを充実させるため、2 月 28 日を締切として、各学術研究団体に審査委員候補者の情報提供依頼があった。本会は 2 月 16 日を期限として各大学教授宛に情報提供を依頼した結果 48 名の推薦があり、日本学術振興会に報告した。[資料：庶務 10]

(5) 日本内科学会

日本内科学会内医療関連死モデル事業中央事務局より、「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」における関係協力学会統括責任者説明会の開催（開催日：4 月 19 日、会場：日内会館）の案内を受領した。落合理事が出席する予定である。[資料：庶務 11]

(6) 大学病院医療情報ネットワーク（UMIN）協議会

同協議会より「UMIN 臨床試験登録システム（UMIN CTR）の ICMJE での認定について」の書信を受領した。[資料：庶務 12]

〔IV. その他〕

(1) OC 連絡会より「低用量経口避妊薬の使用に関するガイドライン」を OC 販売会社が作成する「医師向け情報提供資料」として使用したいとの許可願を受領した（3 月 2 日）。[資料：庶務 13]

特に異議なく、承認した。

(2) NPO 法人乳房健康研究会より「第 5 回ミニウォーク&ランフォーブレストケア/ピンクリボンウォーク 2006」（開催日：3 月 26 日、会場：都立潮風公園）の後援名義使用許可についての依頼書を受領した（2 月 6 日）。

経済的負担がなく、後援を応諾した。

特に異議なく、承認した。

(3) NPO 法人チャイルド&ファミリー・フレンドリー・コンソーシアムより「第 2 回楽しい子育てセミナー」（開催日：4 月 8 日、会場：女性と仕事の未来館）の後援名義使用許可についての依頼書を受領した（2 月 24 日）。

経済的負担がなく、後援を応諾致したい。

特に異議なく、承認した。

2) 会 計（岡村州博理事）

(1) 取引銀行の格付と残高について[資料：会計 1]

3) 学 術（和氣徳夫理事）

(1) 会議開催

特になし

(2) 第 59 回学術講演会シンポジウム座長の委嘱について [資料：学術 1]

特に異議なく、承認した。

(3) 周産期委員会より、厚生労働省白木班「C 型肝炎ウイルスキャリア妊婦とその出生児の管理指導指針」に対する委員会見解を受領した。 [資料：学術 2]

今後学術委員会で審議することを、了承した。

4) 編 集（岡井 崇理事）

(1) 会議開催

①編集会議・JGR 編集会議を 3 月 10 日に開催した。

5) 渉外 (丸尾 猛理事)

[FIGO 関係]

(1) FIGO Secretariat Dr. Arulkumarin より XVIII FIGO World Congress (11月5-10日)に先立ち、11月2-3日にクアラルンプールにて Access to Reproduction Health Care: Impact on Emerging Issues に関して Pre-congress を開催する旨の書面を受領した。(3月8日付)。

[AOFOG 関係]

特になし

[ACOG 関係]

特になし

[その他]

特になし

6) 社保 (嘉村敏治理事)

(1) 会議開催

特になし

(2) 平成18年度産婦人科領域における主な診療報酬改訂事項について [資料: 社保1]

(3) 平成18年度診療報酬改定における対応状況について厚生労働省保険局医療課より報告があった。

[資料: 社保2]

7) 専門医制度 (宇田川康博理事)

(1) 会議開催

特になし

(2) 地方委員会宛通知

平成18年度審査に関わる各種様式、研修会出席証明シール、更新該当者分の研修記録手帳、70歳以上更新審査免除廃止に関する書面と該当者名簿、専門医認定審査、生涯研修実施報告書、卒後研修指導報告書、卒後研修医登録の留意事項、全国地方委員会委員長会議の開催、地方委員会運営補助費等に平成18年度事業計画を添えて地方委員会宛に送付する予定である。

(3) 卒後研修指導施設と大学病院分院に対する研修医の産婦人科への入局動向調査の現在の取り纏め状況について [資料: 専門医制度1]

(4) **武谷理事長**より「福島事件に関連し、専門医資格について問題になると思われるが、意見があれば伺いたい。起訴された場合学会として起訴は不当であり、専門医資格の剥奪は考えていないとのコメントを出すか、経緯を見て慎重に判断したいとするか対応の方法は色々あると思う。東京医大の心臓外科医のケースは資格を剥奪した」との発言があった。

吉村理事「その件は事故調査委員会が剥奪しなさいということで、東京医大がそれに従ったものである」

武谷理事長「当面専門医の資格剥奪については学会として全く考えていないということで宜しいか」

岡井理事「専門医の問題は、専門医として産婦人科医師として高度な専門の職業につく人間として本当によかったかどうかきちっと判定すべきことである。それとこのような事件で起訴されるとか刑事的な処罰を受けるとかいう問題とは切り離した方がよい」

武谷理事長「起訴された場合にはマスコミはそこを聞いてくる」

吉村理事「岡井先生の仰ることは正しいが、必ずマスコミは聞いてくるので対応を考えておかなくて

はいけない」

武谷理事長より「答え方をよく検討しておく必要がある」との見解が示された。

8) 倫理委員会 (吉村泰典委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録 (平成 18 年 2 月 28 日)

- ① ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：58 研究
- ② 体外受精・胚移植、および GIFT の臨床実施に関する登録：660 施設
- ③ ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：560 施設
- ④ 顕微授精の臨床実施に関する登録：395 施設
- ⑤ 非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：22 施設

(2) 会議開催

① 第 10 回登録・調査小委員会を 2 月 22 日に開催した。第 11 回登録・調査小委員会を 3 月 22 日に開催する予定である。

(3) 第 4 回理事会後の記者会見を受けての本会「習慣流産に対する着床前診断についての考え方」に関する各社の報道について [資料：倫理 1, 1-2]

(4) 着床前診断に関する見解について、抗議文を日本脳性マヒ者協会「全国青い芝の会」より受領した (2 月 22 日)。[資料：倫理 2]

なお、着床前診断についての国民からの賛否の概要及び日本脳性マヒ者協会「全国青い芝の会」の抗議文を本会の一般向けホームページに掲載した。

武谷理事長より「本職と倫理委員長の判断で抗議文をホームページに掲載した。内容は筋が通っており、着床前診断に関する見解に関して色々な意見を紹介したいと考えた。賛成派、反対派は少し頭を冷やして両方の意見を冷静に傾聴して頂きたい。今後学会に対するあらゆる意見を出すのかという点については別問題である。事の重要性に鑑みて今回公表したので、了承頂きたい」との説明があった。

松岡副議長「非常に結構だと思う。危惧していた新聞の論調は我々から見てもきちっとされている」

武谷理事長「臨機応変に機動性をもって学会もやらなければいけないこともあり、今後も多少このようなことを当事者間で相談してやらせて頂くかもしれないが、宜しくお願ひしたい」

(5) 慶應義塾大学より着床前診断の申請 2 件を受領した (3 月 9 日)。

(6) 3 月 5 日付読売新聞「不妊治療 多胎率に注意」との記事について [資料：倫理 3]

9) 教育 (星 和彦理事)

(1) 会議開催

① 「産婦人科医育成奨学基金」による海外派遣候補者選考委員会を通信にて行う予定である。

(2) 「産婦人科医育成奨学基金」の応募状況について

① ACOG、SOGC については 3 月 10 日を締切として申請を受け付けている。

星理事より「本日応募の締切だが、ACOG には 19 名、SOGC には 16 名の応募がある。この中から選考の上、派遣者を確定する」との報告があった。

II. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 学会のあり方検討委員会 (吉川裕之委員長)

(1) 会議開催

① 第 8 回学会のあり方検討委員会を 3 月 10 日 (17:30~) に開催する。

(2) JSOG-JOBNET (仮称) (案) について [資料：学会のあり方 1]

吉川理事より資料に基づき説明があり、「地域基幹病院の医師不足に対し各施設の公募情報を提供する事業となる。これに関し荒木事務局長から文科省に照会したところ、いくつかクリアすべき問題があるが、営利目的ではないので基本的には事業は可能であるとのことであった。定款の改定を検討し、総会の承認が必要とのことである。営利目的でこのような事業を行っている既存の事業者に影響を与えることも考えられるので、もう少し具体的に検討しないといけない。この事業につき実現可能な方向を求めて検討することを、ご承認頂きたい」との提起があった。

産婦人科医療提供体制検討委員会で検討することにつき、特に異議なく、承認した。

(3) 吉川理事より「従来あり方検討委員会は会長あるいは副会長が委員長となり言わば第 2 のキャビネットのような形として、将来の体制を作るまで副会長段階から準備し、会長段階で実現していく機能があった。実際副会長または会長があり方検討委員会を利用して将来のキャビネットを考えながらやっていくような会であったが、今年度から理事長制に変わり、理事長の諮問機関として提案する機能を担うこととなった。本日のあり方検討委員会では、1 年間の総括として今後のあり方検討委員会のあり方について、副理事長が必要かどうかを含め検討する予定である」との報告があった。

2) 広報委員会 (稲葉憲之委員長)

(1) パスワード登録状況 (2 月 28 日現在) [資料 : 広報 1]

在籍会員 15,503 名
登録済会員 7,489 名 登録率 48.3%

(2) 会議開催

① 広報委員会・情報処理小委員会を 3 月 10 日に開催する。

(3) 日本妊娠高血圧学会と本会ホームページの相互リンク並びに日産婦学会ニュースによる第 27 回日本妊娠高血圧学会の演題募集案内配信について

稲葉理事より「広報委員会で通信会議により本件承認したので、常務理事会の事後承諾として報告させて頂く」との報告があった。

3) AOCOG2007 組織委員会 (武谷雄二委員長)

(1) 会議開催

① 6 月 24 日第 2 回理事会終了後、行事・接遇・旅行・宿泊小委員会を開催する予定である。

4) 生殖医療評価機構検討委員会 (田中俊誠委員長)

田中理事より「倫理 3 の資料で、『主要施設の高度な不妊治療の実績』については本来生殖医療評価機構検討委員会で検討しなければいけない項目である。リスト中で某クリニックの妊娠総数が桁外れに多く、35 歳以上の比率が 61%、多胎妊娠の比率が 4%と極端に低く、値段が非常にリーズナブルである。新聞という公器を使ってこのようなものが出ると、恐らく不妊に悩む患者はこれを見たら皆このクリニックに駆け込むのではないかと危惧する。将来生殖医療評価機構検討委員会ではこのようなことにも関与しなければいけないかと思う」との意見が示された。

武谷理事長「このような情報やデータをチェックする機構がない。これは本人の自己申告であり、その点がこの種の情報の問題点ではある。何か対策があればと思う」

吉村理事「今年から試行的にオンラインで子供のデータを取るようにするし、1 例 1 例の個票を集めるようにする。来年からはちゃんとしたデータが出てくる。我々の反省点として今までしっかりとしたデータがなかったので、今後しっかりやっていきたい」

5) 女性の健康週間委員会 (石塚文平委員長)

(1) 会議開催

第 10 回女性の健康週間委員会を 2 月 22 日に開催した。

- (2) 女性の健康週間イベント実施報告について [資料：女性健康週間 1, 1-2]
- (3) 平成 17 年度公開講座状況について [資料：女性健康週間 2]
- (4) 働く女性の健康サポート調査結果について [資料：女性健康週間 3-1, 3-2, 3-3, 3-4]
- (5) 2 月 26 日付読売新聞に掲載された広告について [資料：女性健康週間 4]
- (6) 「女性の生涯健康手帳」応募状況について
2 月 24 日までの申込受付分：申込件数 466 件 97, 150 冊

石塚理事より資料に基づき女性の健康週間のイベントの実施報告があり、「総括すると、最終的にはスポンサーがスムーズについており、ルートが出来たものと思う。問題点としては、スポンサー主導となるため三越に於ける講演で企業色の強く出たものが 1 つあった。今後、学会として女性の主治医として産婦人科医がいるとのアピールをどのようにするか、また、産婦人科医療を巡る様々な問題をどうアピールするか考えて参りたい。幹事には献身的に協力して頂き感謝したい」との報告があった。

武谷理事長より「前置胎盤で帝王切開をした徳島の医師が敗訴したとの記事があり、徳島大学の教授に照会したところ、『出血があって帝王切開をした。産科としては充分やった。但し 32 週位で未熟児が生まれ、未熟児医療が少し不十分との問題があったので、新生児を担当する医師が訴えられて、新生児医が今度は産科医の責任を問う』といった事案であったが、それで正しいか」との発言があった。

佐藤監事「警告出血があり、そういう時に 1 回出血がありまた土日にかかっていたので早く切ったのはいけないというの含まれている。医師の切るタイミングが早かったということである。一番では無罪だったが、或る医師の鑑定書により覆り、高裁で敗訴となった」

武谷理事長「大量出血するだけでショックにならない限りは輕輕に前置胎盤でも帝王切開はしてはいけないという理解で宜しいか」

佐藤監事「医師の裁量であるし、実際に診ている産婦人科医でなければ決定は下せない。それは警告出血であってそのような時にすぐ帝王切開をするのはいけないとの某産婦人科医の鑑定で負けた」

和氣理事「一度そのような判決が出ると判例として通用してしまう」

佐藤監事「通用すると思う。低出生体重児や早産児でも医事紛争で負けているのが現状の傾向である」

藤井監事「昔と違い今は週数が早くても助けられるとか色々な事がある故に、産婦人科医の思考過程が変わってきている。古い人はすぐには出さず、輸血し成熟するのを待って帝王切開をした。今はそうではなくて何週以降で大丈夫だといって動いてこういうことが起こることもあるから、ある意味小児科医と産婦人科との間できっちりとしたことをやらないとこのようなことに巻き込まれる事もある」

落合理事より「記者会見の結果は未だ出ないようである。当日配布の資料に大阪府保険医協会の理事会抗議声明があるが、他の公的な団体や学会等から今後このような抗議声明がでてくると思われる。本会としても何らかの声明を社会に向け発信したら如何か」との提案があった。

武谷理事長「『お知らせ』は既にでているが、もう少し突っ込んだものか」

落合理事「他の団体や学会から抗議声明が出てきた時に、『お知らせ』のままが良いのか、当事者である本会が座していてよいのか問われると思う」

武谷理事長「起訴の内容によって違ってくると思う。産婦人科医師の中では当然であるということは書けるが、本職としては社会を動かすようなメッセージを書きたいので良い知恵があったら教えて欲しい」

佐藤監事「出来れば両方を含んだメッセージをお願いしたい。1 人で頑張っていた事実を踏まえて、一般国民を敵に回さないで、我々の立場はこうであるということの抗議をして頂ければと思う」

岡井理事「この事件の問題ではなくて、そういう方向に行きつつある傾向に対して反対する。医療事故に対し安易に刑事事件として個人を追及することに反対する。この事件はそのきっかけになるので早くやらないといけない。思うにどんどんエスカレートしどこかの時点で行き過ぎてこれは拙いと戻るのは決まっている。早くしないとその間の犠牲者は増えていく」

武谷理事長「全国病院長会議では医療事故をどういう形で処理するか話題となっているか」

星理事「この事件が起きてから全国病院長会議は未だ開催されていない」

稲葉理事「医師法 21 条に関しては法医学と温度差があるが、自分の病院では必ず深夜を問わず法医学の教授に機械的に連絡する体制としている。いずれも法医学からの返事は司法解剖等である。今回は病院長自身がそういう認識がないので結果として産婦人科医個人に全ての責任を負わせることとなった。抗議声明に書かれている『結果責任を犯罪として問われる類のものではないことは世界的にみても当然である』との言葉は非常に大切である。すべての医療行為はよかれと思えばベストを尽くしているわけだが、どうしても避けられない病態がある。それが犯罪となれば医療を続ける上で非常に重い。病院長を引き受ける者はいなくなる。産婦人科医も減っていく。大変大きな問題である」

和氣理事「今の意見に賛成である。まずは起訴状を読まないとい何が問題なのか分からないので、今回に関しては起訴状を読んでからレスポンスすることで宜しいと思う。警察が医療に介入することに対して学会は明確にしかも早期に反論した方が良い」

武谷理事長「勿論学会はそれをやる立場ではあるが、ストラテジーとしてもっと大きな枠組みでやらないと影響力が及ばないということもある。日本医師会や医学会、病院協会等に対し適切に対応して欲しいとの要望書を提出することも選択肢としてあるかと思う」

嘉村理事「外科系の学会の連合はあるのか。医師法 21 条に関しては、法医学会は何でも届けるとしているが、外科学会とは温度差がある。本会は外科系の学会として外科系学会の連合があるならばそこ共同声明を出せればと考える」

吉村理事「起訴が現実となると、起訴には向こうの言い分があるので、起訴の理由を見ないと、輕輕に不当逮捕だ、警察の介入はいかんとするのは、法治国家において我々の言い分が正しくても、学会として quite reasonable な対応かということである。どういうことかということ、恐らく患者家族が納得していないから警察が動いている。患者家族が納得していればこのように動くことはまずない。それに関しては今我々が言えることは医療体制の問題と癒着胎盤の観点から注視していかなくてはならないという点である。輕輕にものを言うのは危険である」

武谷理事長「法治国家なので法を守るのは大原則である。司直が判断した事を真っ向から否定することは、それはそれで厳しい立場にもなる。唯言うべき事を言わないと法も変わらないということではある。法を変えるような動きはして良いが、法に則ってやられた事を不当だと言うのもこれは行過ぎである」

松岡副議長「医療関連死モデル事業との関係はどうか」

落合理事「この当時は未だ出来ていなかった。そもそも福島県はモデル地区に入っていない」

松岡副議長「モデル事業そのものの目指すところと一致するのか」

吉村理事「一致する。モデル事業であれば今回の事案は本来届けるべきである。但し一度は警察に届けた方が良い。モデル事業でもよいか警察に確認すべき事例である」

岡村理事「常務理事会はこれで一旦閉会として後は懇談会としたい」

落合理事「プレス 1 社が外に待機している。当社は福島地方部会長から本会宛に報告書を送付したことを把握しているが、報告の内容につきコメントを求められる可能性がある。ついてはその取扱いにつき諮りたい」

武谷理事長「報告書を受理したことで、学会として事実を把握したことで宜しいのではないかと」

佐藤監事「本職は内容については学会に聞いてくれと話す」

落合理事「起訴状の内容をよくみて正式なコメントをさせて頂くということで宜しいかと思う」

吉村理事「コメントとしては、“この問題については産婦人科医療体制の整備や色々な問題があるし、癒着胎盤という特殊性、要するに誰がしてもある一定の死亡率がある疾患であるということから、重大な関心を寄せてこれを検討していく”、ということか。学会として逮捕は不当であるとは言えない」

佐藤監事「学会としてそれは言えない。我々が当事者として訴えていく。そういうところは学会ではなく、他の団体がやるしかないと思う」

武谷理事長「起訴状の内容をよく見てみないと分からないが、これは産科医療とか産科学そのものに重要な意味を持つので、本会の責任として今後の経過や起訴の内容等を十分に検討していきたいとのことになるのではないかと」

吉村理事「必要であれば提言をしたいと」

武谷理事長「充分検討し必要に応じ言うべきことはきちんと申し上げていきたいと、その位言わないと納得しないと思う」

佐藤監事「学問的にこの問題に対処したいと」

吉村理事「医療体制の問題は社会に対する問題でもあるので、国と一緒に考えなくてはならないが、

癒着胎盤等に関しては産婦人科の専門集団として学問的に対応していく」

岡井理事「法律で逮捕する権利はあるかもしれないが、学会としてそれは社会や医療のために良い事ではないと考えているということと言っても良いと思う」

和氣理事「学会として警察が医療に介入したことに對する明確な意思表示をしないと、学会員は学会から離れる。その危機感は非常に大きいと思う」

武谷理事長「ご意見は承ったので、本職、広報、庶務、渉外担当常務理事等にお任せいただけるか」

松岡副議長「診療行為に関連して例えば法律違反であると検察が判断しても、調査報告書まで出されている人間を逮捕・勾留できるのか。辛い状況の中、1人で頑張っているわけである。普通逮捕しても在宅起訴となる程度のものである。診療行為で逮捕され2勾留されることは普通ではない。何か意図が当然ある。診療行為に関連して結果的に何かあるとすれば、あるいは被害者感情が大きく作用して逮捕・勾留したとすれば、これは法治国家ではない。非常に恣意的に運用されている。医会の理事会でも発言したいと思うが、診療行為に関して逮捕・長期勾留されたことは今後の産婦人科に限らずもの凄いプレッシャーとなるので、もう少し強く言ってもらいたい」

武谷理事長「逮捕・勾留に関しては平岩先生も全く同じ考えである。これは本来逮捕・勾留の対象とされない。残念なことに弁護士がいなかったので、本人がそれに従ってしまった。何故こうなったかは理解できないがとの意見である」

佐藤監事「家宅捜索をすると同時に、3時間だけ警察で事情聴取をしたいというので、それで任意出頭したが、行った途端に逮捕に切り替わった。その時弁護士がついていけば良かったが、我々も逮捕されるとは思っていなかったので、弁護士を連れて行くことを全く考えていなかった」

武谷理事長より「起訴は間違いないが、起訴理由の詳細は後30分位経たないと分からない。お忙しい方もいらっしゃるので、一旦閉会とし、後は有志でコメントを考えることとしたい」との発言があり、常務理事会を閉会した。

以上